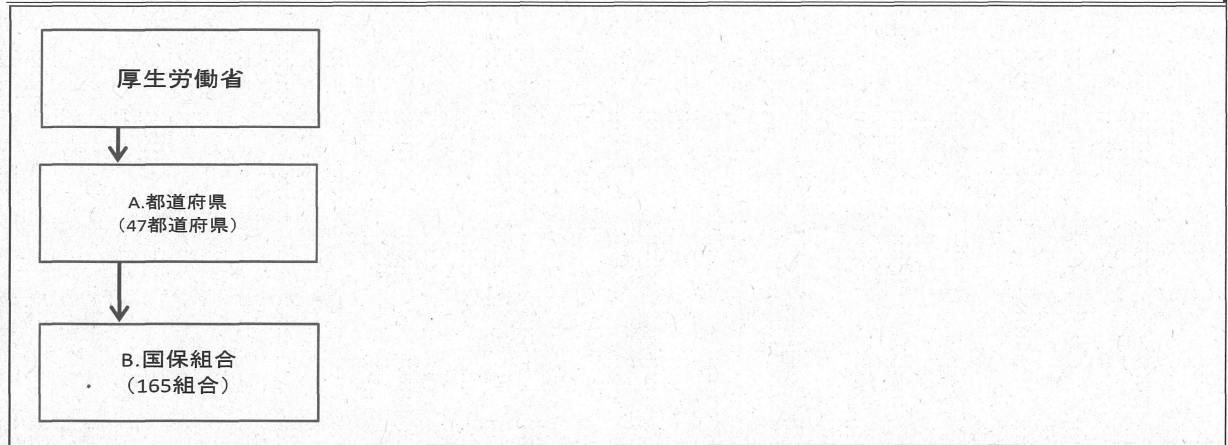


行政事業レビューシート

(厚生労働省)

予算事業名	国民健康保険組合への補助金の見直し		事業開始年度	昭和27年度 昭和57年度 平成20年度 平成12年度 平成20年度 平成7年度、昭和37年度、平成15年度 昭和21年度	作成責任者	
	①国民健康保険組合療養給付費補助金					
	国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金					
	国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金					
	国民健康保険組合介護納付金補助金					
国民健康保険組合病床転換支援金補助金						
②国民健康保険組合特別対策費等補助金						
③国民健康保険組合事務費負担金						
担当部局	保険局		担当課室	国民健康保険課		
会計区分	一般会計		上位政策			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第69条 国民健康保険法第73条 国民健康保険法第73条(附則第22条読み替え) 国民健康保険法第74条		関係する計画、 通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発第97号) 国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発第0331024号)		
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に、3行 程度以内)	①医療給付費及び拠出金等に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。 ②国保組合に対し、国民健康保険特別対策費補助金・出産育児一時金補助金・高額医療費共同事業補助金を交付することにより、国保事業の適正な運営を確保するとともに、組合財政の安定化に資することを目的とする。 ③国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事業運営に資する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	①医療給付費及び拠出金等の一部(定率補助については医療給付費の32%、普通調整補助金及び特別調整補助金については15%の範囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 ②医療費適正化及び適用の適正化、高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助、出産育児一時金、高額医療費共同事業拠出金の一部について補助するものである。 ③国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。					
実施状況	165組合					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	316,808	332,879	328,752	323,959	
	執行額	316,878	332,872	328,364		
	執行率	100.0%	100.0%	99.9%		
	総事業費(執行ベース)					
自己点検	支出先・ 使途の 把握水 準・状況	①各国保組合から、療養給付費の額を補助割合の異なる一般被保険者と組合特定被保険者別に報告させ、補助率を乗じて算定している。 また、拠出金等の額を各国保組合から報告させ、補助率を乗じて算出している。 ②各国保組合から事業実績に関する調書を提出させ、それに補助率を乗じて算出している。 ③各国保組合から「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱」に基づき、事務費負担金の交付申請をさせた上で、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」別表第1及び第1の2にあてはめ、交付決定している。				
	見直しの 余地	①国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す予定。 老人保健医療費拠出金補助金については、平成19年度以前分の診療報酬の請求が無くなった時点で廃止。 後期高齢者医療費支援金補助金については、国保組合加入者のうち、本来被用者保険に入るべき者については、平成22年7月から平成24年度までの間、後期支援金に対する補助(16.4%)を廃止。また、平成25年度以降は、高齢者医療制度改革に合わせて見直しが必要。 ②高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助については、見直しを検討。 出産育児一時金については、支給額の見直し(42万円→55万円)を検討することとされており、検討結果を踏まえた見直しが必要。 ③事務費負担金については、保険者規模に比例した交付方法となっているが、交付額と実際の事務費の実態を検証し、必要に応じて算定方法等の見直しを行う。				
予算 チーム の 所 見						
補 記	【後期高齢者医療費支援金に対する定率補助の見直し】 ・全国土木建築国保組合については、退職者医療制度と同様、被用者保険グループの一員とみなして後期支援金の総報酬割に参加することとし、後期支援金の1/3部分に係る国庫補助(16.4%)を廃止。 ・その他の国保組合については、組合特定被保険者(平成9年9月以降、健保の適用除外承認を受けて加入した者)の後期支援金の1/3部分に係る定率補助(16.4%)を、普通調整補助金の10段階区分を踏まえ、財政力の高い国保組合へは段階的に削減。					

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)
(単位:百万円)



A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

都道府県経由で補助金等を受領。

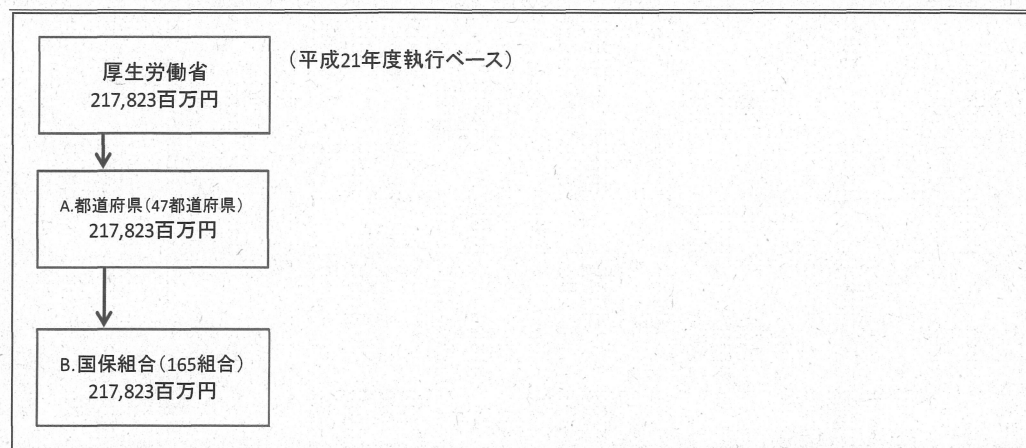
費目・使途
 (「資金の流れ」において
 フロックごとに
 最大の金額が
 支出されている
 者について
 記載する。使
 途と費目の双
 方で実情が分
 かるように記
 載)

A.(都道府県)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	別紙のとおり				
計		0	計		0
B.(国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	別紙のとおり				
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

内訳 I

予算事業名		国民健康保険組合療養給付費補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第73条		関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		医療給付費に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		国保組合の療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の合算額の一部(定率補助については医療給付費の32%、普通調整補助金等については15%の範囲内かつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) ○定率補助－医療給付費の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は13%。 ○組合普通調整補助金－国保組合の財政力に応じて、医療給付費の0%～23%を補助。 ○組合特別調整補助金－組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衡平に調整するとともに被爆者に係る医療給付費等その他特別な事情を勘案して補助。					
実施状況		165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	197,845	223,696	218,158	218,480	
		執行額	197,845	223,696	217,823		
		執行率	100.0%	100.0%	99.8%		
		総事業費(執行ベース)					
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	各国保組合より、療養給付費の額を補助金の割合の異なる一般被保険者と組合特定被保険者別に報告させ算定している。					
	見直しの 余地	国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配分方法等について見直す予定。					
補記		平成21年度分の療養給付費補助金は、全国建設工事業国保組合の資格管理が不適正であったため、335百万円を削減している。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

国保組合の療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の合算額の一部に充てる。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。使
 途と費目の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	99,570			
計		99,570	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付	療養給付費	30,097			
計		30,097	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合療養給付費補助金の上位10者までの支出先

A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	99,570
2	愛知県	18,000
3	埼玉県	14,510
4	大阪府	13,144
5	神奈川県	12,066
6	兵庫県	10,871
7	京都府	6,538
8	広島県	4,100
9	北海道	3,892
10	三重県	3,492

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	30,097
2	東京土建	16,446
3	全国建設工事業	15,686
4	建設連合	13,023
5	全国土木建築	11,447
6	埼玉土建	9,957
7	兵庫県建設	8,913
8	東京食品販売	8,468
9	神奈川県建設連合	7,760
10	全国左官タイル塗装業	4,644

内訳Ⅱ

予算事業名	国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第73条	関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	老人保健拠出金に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	老人保健拠出金の納付に要する費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については15%の範囲内であつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) ○定率補助－拠出金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%。 ○組合普通調整補助金－国保組合の財政力に応じて、拠出金の0%～23%を補助。 ○組合特別調整補助金－組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衡平に調整するとともに特別な事情を勘案して補助。					
実施状況	165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	85,984	8,219	1,763	604	
	執行額	85,984	8,219	1,763	/	/
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%	/	/
	総事業費(執行ベース)				/	/
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	老人保健拠出金の額を各国保組合から報告させ補助率を乗じて算出している。				
	見直しの 余地	平成19年度以前分の診療報酬の請求が無くなった時点で廃止。				
補 記						

厚生労働省
1,763百万円

(平成21年度執行ベース)



A.都道府県(47都道府県)
1,763百万円



B.国保組合(165組合)
1,763百万円

A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

老人保健拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者に
 ついて記載す
 る。使途と費目
 の双方で実情
 が分かるよう
 に記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	614			
計		614	計		0
B.国保組合(東京土建国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	老人保健拠出金	284			
計		284	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金の上位10者までの支出先

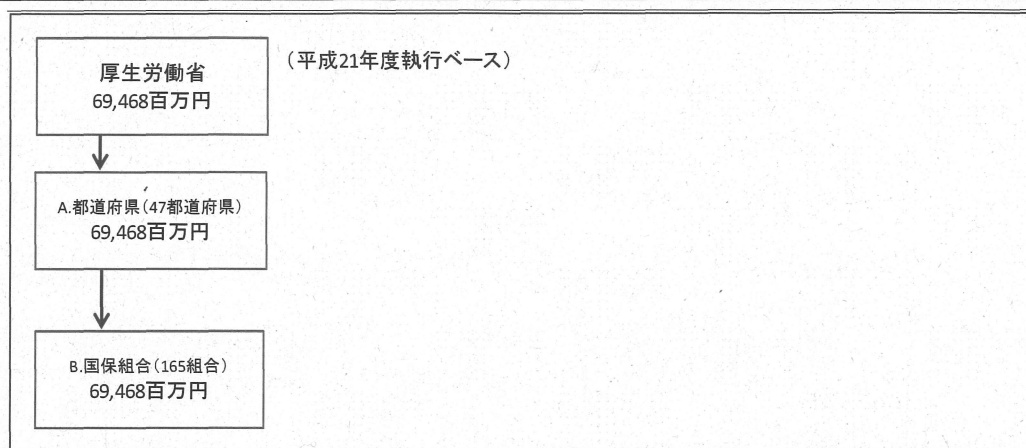
A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	614
2	大阪府	300
3	神奈川県	238
4	埼玉県	225
5	京都府	176
6	福岡県	47
7	長崎県	33
8	群馬県	24
9	佐賀県	15
10	愛媛県	10

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京土建	284
2	神奈川県建設連合	235
3	埼玉土建	199
4	大阪建設	186
5	京都建築	149
6	全国建設工事業	142
7	中央建設	125
8	東京都医師	61
9	大阪府整容	49
10	福岡県医師	47

内訳Ⅲ

予算事業名		国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第73条		関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		後期高齢者支援金に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		後期高齢者支援金の納付に要する費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については15%の範囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) ○定率補助—支援金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%(平成22年度から組合特定被保険者の支援金の1/3に対する補助率は組合普通調整補助金の10段階の区分に応じて0%～16.4%)。 ○組合普通調整補助金—国保組合の財政力に応じて、支援金の0%～23%を補助。 ○組合特別調整補助金—組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衡平に調整するとともに特別な事情を勘案して補助。					
実施状況		165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	-	63,452	69,468	62,931	
		執行額	-	63,452	69,468		
		執行率	-	100.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)	-				
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	後期高齢者支援金の額を各国保組合から報告させ、補助率を乗じて算出している。					
	見直しの余地	国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配分方法等について見直す予定。 また、支援金そのものについては、高齢者医療制度改革に合わせて見直しが必要。					
補記							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

後期高齢者支援金の納付に要する費用の一部に充てる。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてフロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者に
 ついて記載す
 る。使途と費目
 の双方で実情
 が分かるよう
 に記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	30,619			
計		30,619	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	後期高齢者支援金	9,071			
計		9,071	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金の上位10者までの支出先

A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	30,619
2	愛知県	6,221
3	埼玉県	4,352
4	大阪府	4,278
5	神奈川県	3,520
6	兵庫県	3,391
7	京都府	2,171
8	広島県	1,411
9	北海道	1,410
10	長野県	1,202

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	9,071
2	全国建設工事業	4,705
3	東京土建	4,656
4	建設連合	4,342
5	全国土木建築	3,641
6	東京食品販売	2,911
7	埼玉土建	2,857
8	兵庫県建設	2,734
9	神奈川県建設連合	2,049
10	全国左官タイル塗装業	1,482

内訳Ⅳ

予算事業名		国民健康保険組合介護納付金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第73条		関係する計 画、通知等		国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)	
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		介護納付金に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		介護納付金の納付に要する費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については15%の範囲内であ かつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) ○定率補助－納付金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組 合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%。 ○組合普通調整補助金－国保組合の財政力に応じて、納付金の0%～23%を補助。 ○組合特別調整補助金－組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衡平に調整するとともに特別な事情を 勘案して補助。					
実施状況		165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	27,284	27,128	28,583	30,352	
		執行額	27,284	27,128	28,583		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)					
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	介護納付金の額を各国保組合から報告させ補助率を乗じて算出している。					
	見直しの 余地	国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配分方法等につい て見直す予定。					
補 記							

厚生労働省
28,583百万円

(平成21年度執行ベース)



A.都道府県(47都道府県)
28,583百万円



B.国保組合(165組合)
28,583百万円

A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

介護納付金の納付に要する費用の一部に充てる。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	12,553			
計		12,553	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	介護納付金	4,011			
計		4,011	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

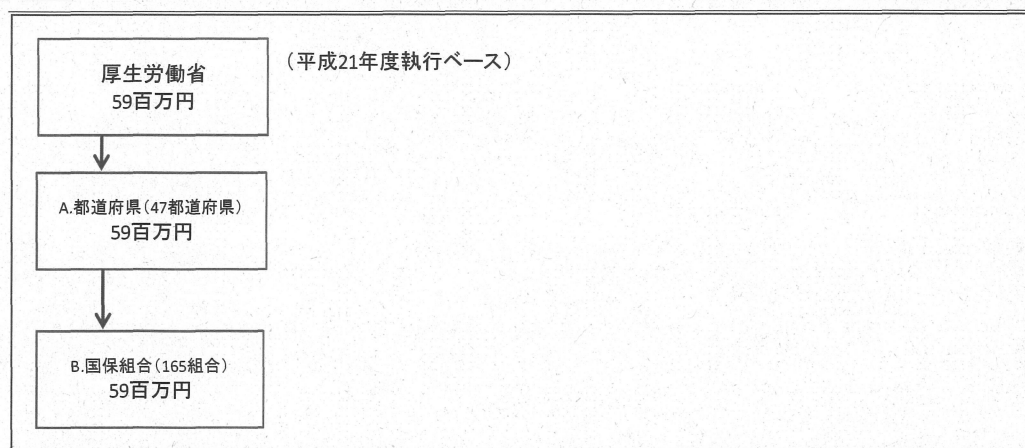
国民健康保険組合介護納付金補助金の上位10者までの支出先

A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	12,553
2	愛知県	2,593
3	埼玉県	1,754
4	大阪府	1,734
5	神奈川県	1,377
6	兵庫県	1,368
7	京都府	880
8	北海道	630
9	広島県	577
10	長野県	486

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	4,011
2	全国建設工事業	2,027
3	東京土建	1,928
4	建設連合	1,831
5	東京食品販売	1,181
6	埼玉土建	1,121
7	全国土木建築	1,098
8	兵庫県建設	1,074
9	神奈川県建設連合	769
10	全国左官タイル塗装業	660

内訳Ⅴ							
予算事業名		国民健康保険組合病床転換支援金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第73条 (附則第22条読み替え)	関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		病床転換支援金に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営に資することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		国保組合が負担する医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については15%の範囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) ○定率補助ー病床転換支援金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%。 ○組合普通調整補助金ー国保組合の財政力に応じて、支援金の0%～23%を補助。 ○組合特別調整補助金ー組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衡平に調整するとともに特別な事情を勘案して補助。					
実施状況		165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	-	42	59	7	
		執行額	-	41	59		
		執行率	-	96.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)	-				
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	病床転換支援金の額を各国保組合から報告させ補助率を乗じて算出している。					
	見直しの 余地	国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配分方法等について見直す予定。 なお、病床転換支援金補助金については、平成24年度までで終了することとなっている。					
補記							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

国保組合が負担する医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の一部に充てる。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	25			
計		25	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	病床転換支援金	7			
計		7	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合病床転換支援金補助金の上位10者までの支出先

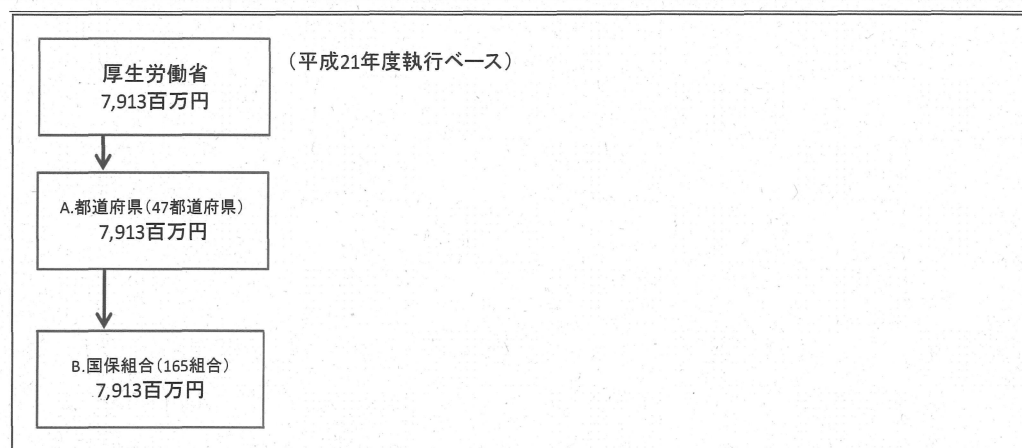
A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	25
2	愛知県	5
3	大阪府	3
4	埼玉県	3
5	神奈川県	2
6	兵庫県	2
7	京都府	1
8	北海道	1
9	広島県	1
10	長野県	1

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	7
2	全国建設工事業	3
3	東京土建	3
4	建設連合	3
5	全国土木建築	2
6	東京食品販売	2
7	埼玉土建	2
8	兵庫県建設	2
9	神奈川県建設連合	1
10	全国左官タイル塗装業	1

内訳Ⅵ

予算事業名		国民健康保険特別対策費等補助金					
担当部局庁		保険局	担当課室	国民健康保険課	伊藤 善典		
会計区分		一般会計	上位政策				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第74条	関係する計 画、通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に、3行程度 以内)		国保組合に対し、①「国民健康保険特別対策費補助金」、②「出産育児一時金補助金」、③「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国保事業の適正な運営を確保するとともに、組合財政の安定化に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		①医療費適正化特別対策事業(レセプト点検体制の充実・強化、医療費通知の充実・強化等)及び適用の適正化特別対策事業(研修・広報、データ整備等)に対する補助並びに高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助 ②出産育児一時金(42万円)の1／4相当分を補助 ③一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において再保険事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合の拠出金の1／4相当分を補助					
実施状況		(平成21年度) ①152組合 ②165組合 ③164組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	3,084	7,685	7,966	8,688	
		執行額	3,084	7,685	7,913		
		執行率	100.0%	100.0%	99.3%		
		総事業費(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	各国保組合から調書を提出させ、それに基づき補助率を乗じて積算。					
	見直しの余地	・高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助については、見直しを検討。(平成22年度予算 721百万円) ・出産育児一時金については、支給額の見直し(42万円→55万円)を検討することとされており、検討結果を踏まえた見直しが必要。					
補記	平成21年度分の特別対策費補助金は、全国建設工事業国保組合の資格管理が不適正であったため、5.3百万円を削減している。						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

- ・医療費適正化・適用の適正化特別対策事業及び高齢者医療制度の改正に伴う支出増分の費用の一部にあてる。
- ・出産育児一時金の支給に要する費用の一部にあてる。
- ・高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部にあてる。

費目・使途
(「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の
金額が支出されている者につ
いて記載する。使途と費目の
双方で実情が分かるように
記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	3,183			
計		3,183	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	・前期高齢者納付金等 ・高額医療費共同事業拠出金	458			
保険給付	・出産育児一時金の支給	276			
委託料	・医療費適正化特別対策事業 (レセプト点検の外部委託料、医療費 通知電算出力費、健康相談電話受付 サービス業務委託) ・適用の適正化特別対策事業 (適正化対策ホームページ作成委託)	114			
役務費	・医療費適正化特別対策事業 (医療費通知送付業務) ・適用の適正化特別対策事業 (新規加入者説明会の開催経費等)	62			
人件費	・医療費適正化特別対策事業 (レセプト点検専門員の雇上げ等)	51			
報償費	・医療費適正化特別対策事業 (健康づくり教室の講師謝金、第三者 行為求償事務の弁護士謝金) ・適用の適正化特別対策事業 (被保険者証交換時の講習会講師謝 金)	13			
使用料及び 賃借料	・医療費適正化特別対策事業 (健康づくり教室の会場借料) ・適用の適正化特別対策事業 (被保険者証交換時の講習会会場借 料)	10			
旅費	・医療費適正化特別対策事業 (支部職員研修等の旅費)	8			
計		992	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合特別対策費補助金の上位10者までの支出先

A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	3,183
2	愛知県	833
3	埼玉県	571
4	兵庫県	525
5	大阪府	515
6	神奈川県	453
7	京都府	319
8	三重県	159
9	長野県	147
10	広島県	119

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	992
2	建設連合	654
3	東京土建	609
4	全国建設工事業	571
5	兵庫県建設	451
6	埼玉土建	420
7	神奈川県建設連合	284
8	東京食品販売	271
9	京都建築	199
10	全国左官タイル塗装業	193

内訳Ⅶ

予算事業名		国民健康保険組合事務費負担金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第69条		関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事業運営に資する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。					
実施状況		165国保組合					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	2,611	2,657	2,755	2,897	
		執行額	2,681	2,651	2,755		
		執行率	102.69%	99.77%	100.00%		
		総事業費(執行ベース)					
自己点検	支出先、 使途の把握 水準・状況	支出先である国民健康保険組合より、「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱」に基づき、国民健康保険組合事務費負担金の交付申請をさせた上で、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」別表第1及び第1の2にあてはめ、交付決定している。					
	見直しの 余地	事務費負担金については、保険者規模に比例した交付方法となっているが、交付額と実際の事務費の実態を検証し、必要に応じて交付方法等の見直しを行う。					
補記	○国民健康保険法第69条の規定による義務的経費であり、平成10年度に市町村国保の事務費が一般財源化され、その際、国民健康保険組合に対する国庫負担については、引き続き継続することとしたもの。 ○平成20年度の高齢者医療制度の施行により、予算科目の見直しがされている。平成19年度執行額については、事務費負担金が「療養給付費等補助金」の目細となっていたため、事務費負担金の算定省令により算出した額が予算を超える場合は、目内流用により、全額執行していたため、予算額を上回る執行額となっている。						

厚生労働省
2,755百万円

A.都道府県
(47都道府県)
2,755百万円

B.国保組合
(165組合)
2,755百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてフロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事務費負担金	東京都(事務委任)	1,273			
計		1,273	計		0
B.全国土木建築国民健康保険組合			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	基本給、職員手当等	304			
物件費	旅費、賃金等	54			
計		358	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

国民健康保険組合事務費負担金の上位10者までの支出先

A. 都道府県		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	1,273
2	愛知県	207
3	埼玉県	183
4	大阪府	170
5	神奈川県	142
6	兵庫県	117
7	京都府	69
8	栃木県	51
9	広島県	45
10	北海道	39

B. 国保組合		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	全国土木建築	358
2	中央建設	255
3	東京土建	189
4	全国建設工事業	154
5	建設連合	138
6	埼玉土建	114
7	東京食品販売	91
8	神奈川県建設連合	81
9	兵庫県建設	79
10	全国歯科医師	46